

平成20年度予算の概要

(PR版)

平成19年12月

生産局畜産部畜産振興課

平成20年度 畜産振興課予算の概要

平成19年12月

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立する。

和牛の遺伝資源の保護・活用を推進するとともに家畜の能力の向上、遺伝的能力評価の推進、畜産新技術の実用化等の家畜改良増殖対策を総合的に進め、畜産物の生産コスト低減と品質の向上を促進する。

1. 配合飼料価格の安定対策等

- (1) 配合飼料価格安定資金造成事業【6,000(0)百万円(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)】

配合飼料価格の急激な上昇が、国産飼料を活用する畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に計画的に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、新たに「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施。

- (2) 飼料穀物備蓄対策事業【4,315(4,188)百万円】
海外主要生産国の凶作や輸送ルートにおける障害等の影響で国内需給がひっ迫した場合に対処するため、一定量の飼料穀物の備蓄を実施。

2. 国産飼料の生産拡大と利用促進

【粗飼料】

- (1) 粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業【424(0)百万円】

飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援。

- (2) 国産粗飼料増産対策事業【1,822(1,722)百万円】

耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらや稲発酵粗飼料の利用拡大に加え、新たに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等が、水田の裏作として飼料作物を作付けし、畜産経営に供給する取組を支援。

- (3) 耕畜連携水田活用対策事業【5,404(5,404)百万円】

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、簡易な基盤整備、飼料生産用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や、地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援。

- (4) 強い農業づくり交付金【24,914(34,067)百万円の内数】

未来志向型技術革新対策事業【4,793(5,882)百万円の内数】

飼料基盤や飼料作物生産用機械等の整備、耕作放棄地等における放牧の拡大、稲わらの安定的な供給のための生産・流通システムの導入、TMRセンターを中心とした地域の飼料生産・供給システムの構築に対する支援。

- (5) 草地畜産基盤整備事業(公共)【14,390(13,418)百万円】

草地及び飼料畑の造成・整備改良、畜産主産地の再編整備、担い手への土地利用集積を伴う飼料基盤の整備等に加え、中山間地域における耕作放

棄地等の畜産的活用のための基盤と関連施設の一体的整備に対し支援。

- (6) 畜産環境総合整備事業(公共) 【2,290(3,427)百万円】
家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援。

【濃厚飼料】

- (7) エコフィード緊急増産対策事業 【792(0)百万円】
短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援。
- (8) エコフィード対策推進事業 【27(28)百万円】
未来志向型技術革新対策事業 【4,793(5,882)百万円の内数】
地域で発生する食品残さ等を飼料として利用するリサイクル飼料生産(エコフィード)の仕組みづくりや飼料化施設の整備を支援。

3. 家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

- (1) 畜産新技術実用化対策推進事業 【532(559)百万円の内数】
和牛の知的財産の戦略的活用を図る体制を整備するとともに、遺伝資源保護に資する遺伝子探索等技術開発、特許の取得を促進。
- (2) 和牛精液等流通管理体制構築推進事業 【82(109)百万円】
和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のための体制をモデル的に構築し、実証。

4. 家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化

- 強い農業づくり交付金 【24,914(34,067)百万円の内数】
家畜改良増殖対策推進事業 【160(142)百万円】
畜産新技術実用化対策推進事業 【532(559)百万円の内数】
- (1) 家畜改良増殖の推進
- ① 乳用牛については、牛群検定により遺伝的能力評価による雌牛の選択的利用を推進するとともに、国産遺伝資源を活用した種雄牛づくりの強化、海外種雄牛の遺伝的能力データの収集による国産種雄牛の優位性の分析、繁殖性や長命性等を加味した新たな指標の開発等により、後代検定による我が国の風土に適した種雄牛の作出を実施。
 - ② 肉用牛については、広域後代検定による高能力種雄牛の作出・利用の推進、増頭に資する和牛受精卵の供給施設の整備等を実施。
 - ③ 豚については、改良施設の整備、遺伝的能力評価の普及・推進等を実施。
- (2) 畜産新技術の実用化
- ① 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良方法の開発・検証。
 - ② 牛個体識別システムと電子タグを結びつける新たな仕組みを構築し、牛群管理の自動化・省力化、牛個体識別システムを活用した情報提供等の充実と効率化を図るモデル的な取組を支援。

国産飼料の生産拡大と利用の促進

【国産飼料生産拡大・利用促進対策 343(260)億円】

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（発酵させた粗飼料（牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、魚粉、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です！）。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 配合飼料価格の安定対策

配合飼料価格の急激な上昇が、国産飼料を活用する畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に計画的に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、新たに「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定資金造成事業 6,000(0)百万円
(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)
補助率：定額
事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構

2. 国産飼料増産の取組強化

(1) 粗飼料の生産拡大

- ① 飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物（ソルゴー、えん麦等）の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援します。

粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県飼料増産推進協議会

- ② 耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらや稲発酵粗飼料の利用拡大に加え、新たに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等が、水田の裏作として飼料作物を作付けし、畜産農家へ供給する取組を支援します。

〔国産粗飼料増産対策事業 1,822(1,722)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

- ③ 水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等へ支援します。

また、飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作付面積に応じた支援を行います。

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

【草地畜産基盤整備事業(公共) 14,390(13,418)百万円】

【未来志向型技術革新対策事業 4,793(5,882)百万円の内数】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 5,446(5,446)百万円】

(2) エコフィードの生産拡大と利用の促進

- ① 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

〔エコフィード緊急増産対策事業 792(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会〕

- ② エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

〔エコフィード対策推進事業 27(28)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

- ③ 国の直接採択によりエコフィード原料や製品の収集・運搬が県域を越えるような大規模な整備の取組を支援します。

〔未来志向型技術革新対策事業 4,793(5,882)百万円の内数
補助率：1/2
事業実施主体：民間団体〕

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))
〃 畜産企画課(03-3502-0874(直))〕

配合飼料価格安定資金造成事業

【配合飼料価格安定資金造成事業 6,000(0)百万円】
(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)

対策のポイント

配合飼料価格の急激な上昇が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に計画的に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、新たに「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

(配合飼料価格安定制度の仕組み)

我が国の畜産経営においては、生産費に占める配合飼料費の割合が高く、配合飼料は、原料の大部分を海外からの輸入に依存しているため、配合飼料価格は、穀物の国際相場、海上運賃(フレート)、為替等の影響により変動しやすいという特性を有しています。

こうした状況を踏まえ、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付する配合飼料価格安定制度を設け、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響の緩和を図っています。

○通常補てん・・・畜産経営者及び配合飼料メーカーの自主的な積立金が財源。

原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均価格を上回る場合に、その上回る額を補てん。

○異常補てん・・・国及び配合飼料メーカーの積立金が財源。

通常補てんでは対処し得ない異常な配合飼料価格の高騰時に通常補てんを補完するため、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回る場合に、その上回る額を補てん。

政策目標

畜産経営の安定を図り、もって、消費者に対し、畜産物を合理的な価格で安定的に供給できる体制を確立。

<内容>

1. 事業概要

(1) 通常補てんでは対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上りに際し、畜産経営の受ける影響を緩和するため、異常補てんに必要な財源の積み増しを行います。【補助率：定額】

(2) 通常補てん基金の財源不足が生じた場合に、必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施します。

2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構

[担当課：生産局畜産部畜産振興課需給対策室(03-3591-6745(直))]

粗飼料増産に向けた取組

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【未来志向型技術革新対策事業

4,793(5,882)百万円 の内数】

【その他 29,776(29,417)百万円】

事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（発酵させた粗飼料（牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、魚粉等

粗飼料は、牛や羊等の反芻（はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に返して噛むこと）動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

(1) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- ① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備
- ② TMR（完全混合飼料）を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備
- ③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
- ④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備
- ⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備
- ⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

（強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数
補助率：1/2、1/3等）

(2) 有効利用されていない資源の活用による粗飼料増産の推進

飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物（ソルゴー、えん麦等）の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援します。

（粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424(0)百万円
補助率：定額）

(3) 水田における粗飼料増産の推進

- ① 耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらの収集・供給の取組や稲発酵粗飼料の家畜への給与の実証に加え、新たに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等が、水田の裏作として飼料作物を作付けし、畜産農家へ供給する取組を支援します。

〔国産粗飼料増産対策事業 1,822(1,722)百万円
補助率：定額〕

- ② 地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

〔耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円
補助率：1/2以内、定額〕

(4) 飼料基盤整備の促進

飼料基盤の整備を促進するための取組を支援します。

- ① 草地及び飼料畑の造成・整備改良、畜産主産地の再編整備、担い手への土地利用集積を伴う飼料基盤の整備、公共牧場の草地基盤と施設との一体的整備、耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援を行いつつ、不作付地等を対象に飼料基盤整備等を実施
- ② 中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための基盤と関連施設の一体的整備

〔草地畜産基盤整備事業(公共) 14,390(13,418)百万円
補助率：1/2、55/100、2/3等〕

(5) 国の直接支援による飼料増産の取組

国の直接採択により以下の取組を支援します。

- ① 稲わらの安定的な供給のための生産・流通システムの導入
- ② 飼料作物の生産からTMR(完全混合飼料)の調製・供給までを行うTMRセンターを中心とした地域の飼料生産・供給システムの構築

〔未来志向型技術革新対策事業 4,793(5,882)百万円の内数
補助率：1/2等〕

(6) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作付面積に応じた支援を行います。

〔酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 5,446(5,446)百万円
補助率：定額〕

(7) 畜産環境の総合的な整備の促進

家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援します。

〔畜産環境総合整備事業(公共) 2,290(3,427)百万円
補助率：1/2等〕

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))
〃 畜産企画課(03-3502-0874(直))〕

粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業（新規）

【424（0）百万円】

事業のポイント

飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物（ソルゴー、えん麦等）の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援し、飼料自給率の向上を目指します。

（緑肥作物とは）

肥料として利用するため、栽培して収穫せずに、そのまま土と一緒に耕して田畑に鋤き込む作物のことです。

（耕作放棄地の現状）

農業者の高齢化による労働力不足等により農地に作物が作付けされない「耕作放棄地」が年々増加しています。耕作放棄地の増加は、周辺農地に影響を与える病害虫の発生や景観の悪化をまねいています。農地に限りのある日本では、この耕作放棄地を有効に活用することが重要となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

① 県推進事業

地域の取組として緑肥作物の飼料への転換や耕作放棄地の草地としての有効活用をモデル的に実証するために必要な県事業計画の作成、県推進会議の開催、推進指導等の取組を支援します。

【補助率：定額】

② 地区推進実証事業

緑肥作物の飼料への転換や耕作放棄地の草地としての有効活用を実証するモデル地区に対し、この取組にかかる事業計画の作成、実証事業の実施、地区推進会議の開催、推進指導等に必要経費を取組面積に応じて助成します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

都道府県飼料増産推進協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

国産粗飼料増産対策事業（拡充）

【1, 822（1, 722）百万円】

事業のポイント

畜産農家による稲発酵粗飼料の給与実証や国産稲わらを収集・調製し畜産経営に安定供給する取組を支援するとともに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等生産組織が、水田裏を活用し、自ら飼料を生産・供給する取組を支援し、国産粗飼料の増産を図ります。

（稲発酵粗飼料の生産）

稲発酵粗飼料は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化（発酵）した粗飼料で、平成18年度の作付面積は約5,182haとなっており、平成12年度に比べ約10倍に拡大しています。

（国産稲わらの利用状況）

家畜の飼料としての稲わらの需要量は約120万トです。一方、我が国で産出される稲わらは、約900万ト、このうち飼料用に仕向けられている量は約100万ト前後にとどまっています。また、未だに焼却されている量は約30万トもあり、これを飼料用に利用するだけで、飼料用の稲わらを完全自給することができます。

（水稲作付後の水田（水田裏）の活用）

米を収穫したあと、何も作付けされない水田が多く存在します。この水田裏を有効活用することにより、粗飼料自給率76%（24%は輸入粗飼料）を高めることができます。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

（1）稲発酵粗飼料給与技術確立型

稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う畜産経営を支援します。

【補助率：定額（10千円/10a（3年間同額））】

（2）飼料用国産稲わら確保対策型

耕種経営と畜産経営が連携し、稲わらを収集、供給する取組を支援します。

【補助率：定額（18年度開始分 5千円/10a（3年間同額））】

【補助率：定額（19年度開始分 4千円/10a（3年間同額））】

【補助率：定額（20年度開始分 3千円/10a（3年間同額））】

（3）水田裏利用飼料生産供給推進型（新規）

地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等生産組織が、水田裏を活用し、自ら飼料を生産・供給する取組を支援します。

【補助率：定額（10千円/10a（3年間同額））】

（4）国産粗飼料増産推進

稲発酵粗飼料給与確立、飼料用国産稲わら確保対策及び水田裏利用飼料生産供給が円滑に推進できるよう、推進会議の開催、推進指導等を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

全国農業協同組合連合会等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

畜産公共事業（拡充）

【草地畜産基盤整備事業 14,390（13,418）百万円】

【畜産環境総合整備事業 2,290（3,427）百万円】

事業のポイント

飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を図るため、自給飼料基盤用地の確保及び整備を支援します。

また、中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための整備、家畜ふん尿のバイオガス利用等の高度処理の促進等のための整備を支援します。

（平成18年度事業実施地区数）

草地畜産基盤整備事業	119地区
畜産環境総合整備事業	51地区

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

(1) 草地畜産基盤整備事業

1) 都道府県営草地整備事業

① 担い手中核型（北海道のみ）

大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を支援します。

② 公共牧場中核型

公共牧場の再編整備及び周辺農家の草地等の一体的な整備を支援します。

2) 畜産担い手育成総合整備事業

① 担い手支援型事業

担い手への飼料生産基盤の利用集積を計画的かつ加速的に推進し、併せて当該飼料基盤の整備等を支援します。

② 再編整備型事業

新たな畜産主産地の形成による地域ぐるみでの飼料生産基盤に立脚した担い手の育成を図るため、飼料生産基盤の整備等を支援します。

③ 水田地帯等担い手育成型事業

水田地帯等における担い手の育成と農地の有効利用を図るため、耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援しつつ、飼料生産基盤の整備等を支援します。

3) 草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための飼料生産基盤等の整備を支援します。

【補助率1/2、55/100、2/3】

(2) 畜産環境総合整備事業

1) 畜産環境総合整備事業

都道府県等が広域的に行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援します。

2) 畜産環境総合整備統合補助事業

市町村、農協等が地方の実情に合わせて行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援します。

【補助率1/2以内等】

2. 事業実施主体

都道府県、都道府県農業公社、市町村、農協、農協連等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち
草地林地一体的利用総合整備事業（拡充）

【14,390（13,418）百万円の内数】

対策のポイント

中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための基盤と関連施設を一体的に整備することによって、地域における畜産の維持・促進を図り、飼料自給率の向上を目指します。

（耕作放棄地率とは）

耕作放棄地率とは、農林業センサスによる耕作放棄地面積と経営耕地面積の合計を分母とし、耕作放棄地面積を分子として算出した値のことをいいます。

$$\left[\frac{\text{耕作放棄地面積}}{\text{耕作放棄地面積} + \text{経営耕地面積}} \times 100 \right]$$

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1 事業内容

(1) 事業内容

事業実施計画の策定、基本施設整備事業、利用施設整備事業、土地利用円滑化事業

(2) 採択要件の拡充

- ① 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域
- ② 酪肉近代化計画を策定している市町村
- ③ 家畜飼養頭数がおおむね1,000頭以上（肥育豚換算）
- ④ 次のいずれかを満たすこと

ア 林野率が75%以上等

イ 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積が1/2以上

ウ 田の面積のうち勾配が1/20以上の土地にある面積が1/2以上

エ 積算温度が著しく低く、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等

オ 耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であって、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想に耕作放棄地対策を定めている市町村

- ⑤ 草地、林地等の受益面積がおおむね30ha以上であること等

【補助率：55%（離島60%）、事業実施計画の策定50%】

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）〕

畜産環境総合整備事業（公共）のうち
畜産環境総合整備事業（拡充）
畜産環境総合整備統合補助事業（拡充）

【2, 290（3, 427）百万円の内数】

対策のポイント

バイオガス利用等の高度化処理によるリサイクルの推進や搾乳排水等汚水の適切処理による水質改善を促進することにより、家畜ふん尿等副産物の積極的な活用とともに地域の環境負荷軽減を図り、併せて畜産資源を活用した景観形成等の整備を促進します。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に係る管理基準への対応状況（平成18年12月1日時点）

- ・管理基準適用対象農家60,033戸のうち適合農家59,982戸（99.9%）
- ・適合農家のうち簡易対応農家5,978戸（10%）

政策目標

家畜排せつ物の適正な管理の確保及び利用の促進

<内容>

1. 事業内容

(1) 事業内容

- ① 事業実施計画の策定
- ② 基盤整備事業
- ③ 利用施設整備事業
 - ア 地域資源循環利用等施設整備
家畜排せつ物処理施設整備、地域有機質残さ等一体高度化処理施設整備、水質汚染防止施設整備、地域有機質残さ飼料化施設整備等
 - イ エネルギー等副産物利用処理施設整備
 - ウ バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備
 - エ 草地景域活用活性化施設整備
- ④ 土地利用円滑化事業

(2) 採択要件

- ・事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算で2,000頭以上であること。
- ・基盤整備及び施設整備に係る受益面積が30ha以上であること（環境負荷脆弱地域は除く）
- ・事業参加者のうち畜産業を営む者が原則として10人以上であること（草地景域活用活性化施設整備を行う場合を除く） 等

【補助率：50%、55%等】

2. 事業実施主体

- (1) 畜産環境総合整備事業
都道府県、事業指定法人
- (2) 畜産環境総合整備統合補助事業
市町村、農協、農協連、事業指定法人

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）]

エコフィード（食品残さの飼料化）対策

【エコフィード緊急増産対策事業 792（0）百万円】

【未来志向型技術革新対策事業

4,793（5,882）百万円の内数】

【食品残さ飼料化対策推進事業 27（28）百万円】

事業のポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィード生産拡大の取組や、先端的・モデル的な食品残さの飼料利用を効率的に進める取組を推進するとともに、エコフィードに関わる技術情報等を普及し、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度の検討を実施します。

（エコフィードとは）

- ・ 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- ・ エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、広域的で効率的な収集・加工・供給を可能とする体制や、一定の品質のものを安定的に定量供給する体制を構築することが必要です。
- ・ さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの連携によるエコフィード生産拡大

短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 792（0）百万円

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会

2. エコフィードへの取組に対する国の直接支援

エコフィード技術の波及を図るため、原料や製品の収集・運搬が県域を越えるような大規模で先端的・モデル的な取組について、国の直接採択により飼料化施設の整備を支援します。

※ 対象となる飼料化施設：加工利用施設(分別及び収集施設、原料保管施設、製品保管施設、クッカー、調製装置、乾燥装置、加熱殺菌装置 等)、公害防止施設及び附帯施設。

〔 未来志向型技術革新対策事業 4, 793 (5, 882) 百万円の内数
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体 〕

3. エコフィードの推進

① ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びITを活用した地域情報システムを構築します。

② エコフィード認証制度の創設

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、エコフィード認証制度協議会において、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業者の認証やエコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

③ 普及啓発

食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム、技術研修会の開催等を行います。

〔 食品残さ飼料化対策推進事業 27 (28) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3591-6745 (直))]]

家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

【畜産新技術実用化対策推進事業 532(559)百万円の内数】

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 82(109)百万円】

事業のポイント

我が国の財産である和牛に特徴的な遺伝子に関する特許の取得促進、和牛精液の流通管理の厳格化により、和牛遺伝資源について戦略的に保護・活用する体制を整備します。

(家畜の遺伝資源とは)

- ・ 和牛の遺伝資源は、長年の育種改良の努力により創造された我が国の財産。
- ・ 過去に輸出された和牛の遺伝資源を用いて海外で交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況。
- ・ 18年度の海外からの子牛の輸入は2万5千頭程度。

(和牛に特徴的な遺伝子とは)

- ・ 和牛肉には特徴的な香りやうま味があることが明らかになってきており、これらには和牛に特有な遺伝子が関与。
- ・ 遺伝子の塩基配列を解明しその機能を明らかにすることにより、遺伝子特許が取得可能。

政策目標

- 取得した遺伝子特許を育種改良等に活用し、優良種畜の選抜等を行うことにより、家畜改良増殖目標（平成27年度）を達成
- 全国に普及しうる和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

<内容>

1. 和牛に関する知的財産の戦略的な活用

和牛の知的財産の戦略的な活用と遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

- (1) 試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、家畜の有用形質に関する知的財産情報の集約化を図るとともに、和牛の知的財産の戦略的活用方策を検討
- (2) 和牛の美味しさ、香り等の有用形質に影響する要因を分析し、和牛肉の優れた形質に関連する遺伝子を探索するための新たな指標を開発

- (3) 和牛の有用形質に関する遺伝子機能を解析し、遺伝資源の保護に資する特許取得を促進

畜産新技術実用化対策推進事業 532 (559) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

(1) 地域段階でのモデル構築

地域や流通経路の実態に即したモデル的な和牛精液等の流通管理体制の構築を進めます。具体的には、以下の取組等に対して助成します。

- ① 精液生産者、農協、人工授精師等から成る地域協議会の開催
- ② 地域協議会の検討方向を踏まえ、精液ストローの最終使用情報が、精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムを構築・実証

(2) 全国的な普及のための取組

モデル的に構築した流通管理体制の全国的な普及を視野に入れ、精液ストローの流通にかかわる者から今後の体制等について意見を聞く全国協議会の開催、及び情報フィードバックシステムにおける全国共通となる基礎部分の開発・実証等を進めます。

和牛精液等流通管理体制構築推進事業 82 (109) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、農業者団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3591-3656 (直))]

家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化（拡充）

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【家畜改良増殖対策推進事業 160(142)百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 532(559)百万円】

事業のポイント

消費者ニーズに対応した品質の畜産物を合理的な価格で安定的に供給するため、種畜の繁殖・育成、能力の検定・評価により家畜改良増殖を推進するとともに、家畜のDNA育種技術等、国際競争力強化に資する新技術を積極的に導入します。

（家畜改良増殖とは）

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産性及び品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

（畜産新技術とは）

- ・ 家畜改良増殖を推進していくために、関連する新技術を積極的に導入し、効率的に実施。
- ・ 主な畜産新技術は、①性判別受精卵の生産、②DNA解析技術、③クローン技術など。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成27年度）の達成

<内容>

1. 家畜改良施設等の整備

（1）家畜改良増殖の推進

家畜の能力検定等に必要な施設及び優良な和牛受精卵を安定的に供給するための和牛受精卵供給施設の整備等を行います。

（強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数）

補助率：定額

事業実施主体：都道府県

(2) 畜産新技術の実用化

性判別受精卵の生産、DNA解析等畜産新技術の実用化に必要な施設整備等を行います。

強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県

2. 家畜改良と新技術の実用化

(1) 家畜改良増殖の推進

畜産物の生産コストの低減や品質向上を図るため、産乳・産肉能力等について、能力検定等による高能力種畜の作出・利用の推進及び繁殖性の改善指導のための取組を行います。

家畜改良増殖対策推進事業 160(142)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 畜産新技術の実用化

- ① 国内の試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、効率的な遺伝子の特許取得と育種への活用方策を検討するとともに、取得された特許等知的財産の戦略的活用を図る体制を整備します。
- ② 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良手法の開発・検証を推進します。
- ③ 牛個体識別システムに最適な電子標識の選択、統一すべき規格、電子標識導入と牛トレサ制度の関係の整理など、全国一律での電子標識による個体識別システムの確立・普及に向けた調査・検討を行います。
また、生産農家において、モデル的に牛への電子標識の装着、電子標識読み取りゲート・読み取り用のハンディターミナルの設置等を行い、電子標識による個体識別が自動的・省力的に実現する仕組みを検証します。
さらに、電子標識の固有番号と牛の個体識別番号を関連づけることで電子標識により全国どこからでも個体識別番号を共通キーとして稼働可能となるシステム等の開発・運用を行います。

畜産新技術実用化対策推進事業 532(559)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-3656(直))]

飼料穀物備蓄対策事業

【4,315(4,188)百万円】

事業のポイント

飼料穀物の国内への安定供給を図る施策を実施します。
飼料穀物の国内需給がひっ迫した場合に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物を一定量備蓄します。

(飼料穀物の備蓄について)

我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料としています。このため、飼料原料が短期的にひっ迫する事態に備え、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃんを60万㍏備蓄しています。

- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)
- ② 配合飼料の原料割合(H18年度)・・・とうもろこし(50%)、こうりゃん(5%)

(これまでの不測の事態における放出(貸付)事例)

- ・ 平成8年10月～
米国とうもろこしの7年産が凶作であった影響で、8年産が流通するまでの端境期に穀物需給が逼迫したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成10年6月～
降雨量の減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続いたことにより運送事情が悪化したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給の逼迫が懸念されたため、備蓄穀物を放出(貸付)。

政策目標

不測の事態において、国内畜産生産者に安定的に配合飼料を供給

<内容>

1. 事業内容

備蓄穀物のとうもろこし・こうりゃん(60万㍏)を配合飼料メーカーに保管委託します。このとき、地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の34の港湾地域に備蓄穀物を配置しています。

2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構、備蓄穀物保管協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3591-6745(直))]